

# 有害使用済機器の保管等 に係る届出の手引き

手引/様式集

浜松市環境部  
産業廃棄物対策課

平成 30 年 10 月

## 目 次

1	届出の対象となる行為	- 2 -
2	届出方法等	- 2 -
	(1) 届出期限	- 2 -
	(2) 届出受付場所、受付日時及び提出部数	- 2 -
3	有害使用済機器対象品目	- 3 -
4	届出書類の作成	- 4 -
	(1) 新規届出	- 4 -
	(2) 変更届出	- 6 -
	(3) 廃止届出	- 6 -
5	届出受付場所及び問い合わせ先	- 7 -
6	有害使用済機器の保管等に係る基準	- 7 -
	◆ 保管に係る基準	- 7 -
	◆ 処分又は再生に係る基準	- 8 -
7	帳簿の作成と保存	- 10 -
	(1) 帳簿の作成	- 10 -
	(2) 帳簿の保存	- 10 -
8	罰則の規定	- 10 -
	<b>【各種様式】</b>	
	有害使用済機器保管等届出書	- 11 -
	有害使用済機器保管等変更届出書	- 13 -
	有害使用済機器保管等廃止届出書	- 14 -
	事業計画の概要	- 15 -
	事業場の平面図	- 16 -
	付近の見取り図	- 17 -
	処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法	- 18 -
	保管等の場所のカラー写真	- 19 -
	記入例	- 20 -

### 利用上の注意

- 1 この手引きは、有害使用済機器の保管及び処分又は再生に係る届出の際に参考としていただくために作成したものです。
- 2 この手引きは、届出の手続、必要書類及び留意事項等についての概要を説明しているものであり、届出に係る制度のすべての事項を記載しているものではありません。
- 3 この手引きに記載した取扱いは、他の自治体の取扱いと異なる場合があります。浜松市に届け出る場合のみにご利用ください。
- 4 この手引きの中で用いる法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を表します。
- 5 不明な点及び制度の詳細等については、浜松市環境部産業廃棄物対策課にご確認ください（7 ページ参照）。

# 1 届出の対象となる行為

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は政令市長に届け出なければなりません。

（法第 17 条の 2 第 1 項）

（注）「有害使用済機器」とは『使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの』と規定されています。（対象品目は次ページ参照）

- ・ 使用を終了し ⇒ その機器本来の用途による使用が終了  
（中古品や修理して再度使用する機器は該当しません。金属原料等としてマテリアルリサイクルのために有価で取引されるものが想定されています。）
- ・ 収集された機器 ⇒ 機器を使用していた事業所内でそのまま保管されているものは該当しません。
- ・ 廃棄物を除く ⇒ 有害使用済機器対象品目であっても、廃棄物と判断される機器は有害使用済機器に該当しません。  
廃棄物として取り扱う場合は、別途許可が必要になります。

〈なお、以下の場合は届出の対象外です〉

- ア 有害使用済機器対象の機器が廃棄物となったものの処理に係る許可、認定、委託又は指定（以下「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合
- イ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場の敷地面積が 100 m<sup>2</sup>以下の場合
- ウ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

## 2 届出方法等

### （1）届出期限

届出の種別	届出期限
保管の届出	保管等を開始する日の 10 日前まで
変更の届出	変更の日の 10 日前まで
廃止の届出	廃止した日から 10 日以内

### （2）届出受付場所、受付日時及び提出部数

次の受付場所へ届け出てください。

受付場所	受付日時	提出部数
浜松市環境部産業廃棄物対策課 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1 番 10 号 （鴨江分庁舎 3 階） Tel：053-453-6110	土・日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで	2 部 正本 1 部 副本 1 部（コピー可）

### 3 有害使用済機器対象品目（法施行令第16条の2）

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
  - イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る。建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
  - ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ 一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するもの限り、その付属品を含む。

#### 4 届出書類の作成

- ・ 届出書類は、次の表の記載順に綴じてください。
- ・ 提出後であっても、届出書類の補正をお願いする場合があります。
- ・ 各種届出様式は本手引きの 11 ページ以降にあります。

##### (1) 新規届出

書類	留意事項	ページ又は 交付機関	チェック
有害使用済機器保管等届出書 (様式第三十五号の二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶氏名、名称、住所は、省略せずに記載してください。</li> <li>▶「事業場」欄は業に係る事業場について、「保管の場所」欄は事業場のうち、保管の用に供する場所について記載してください。</li> </ul>	11	
事業計画の概要を記載した書類 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶保管等に関する事業計画について記載してください。</li> </ul>	15	
事業場の平面図及び付近の見取図 (様式第2号の1、2号の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶平面図については、事業場の寸法を記載してください。</li> <li>▶容器保管する場合、容器の寸法を記載した容器の構造図等を併せて添付してください。</li> <li>▶付近の見取図については、保管場所の位置を赤で示してください。</li> </ul>	16 17	
事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶事業の用に供する施設を設置する場合は、添付してください。</li> <li>▶当該施設の付近の見取図は、上記様式2号の1で分かる場合は、省略可能です。</li> </ul>		
事業場及び事業の用に供する施設を使用する権原を有することを証する書類			
不動産登記法第14条に規定する地図若しくは地図に準ずる図面(いわゆる公図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地番を赤色で着色して示してください。 →注1 公的書類の有効期間(6ページ)</li> </ul>	法務局	
土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場になる土地の地番のものをすべて添付してください。 →注1 公的書類の有効期間(6ページ) →注2 他法令等による土地利用規制(6ページ)</li> </ul>	法務局	
土地の賃貸借契約書等の写し又は土地使用承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出者が土地の所有権を有しない場合、添付してください。</li> </ul>		
事業の用に供する施設の売買契約書、納品書、賃貸借契約書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の用に供する施設を設置する場合は、添付してください。</li> </ul>		

<p>処分又は再生の場合は、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 (様式第 3 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分又は再生の場合は、添付してください。</li> </ul>	18	
<p>保管等の場所のカラー写真 (様式第 4 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設外から入り口を撮影したものと、施設内の保管場の全景を撮影したもの 2 枚を添付してください。</li> <li>・ 容器保管する場合、容器を保管場所に置いた写真にしてください。</li> </ul>	19	
<p>住民票の写し、登記事項証明書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出をしようとする者が個人である場合は、住民票の写しを添付してください。</li> <li>・ 届出をしようとする者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付してください。</li> <li>・ 届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写しを添付してください。</li> </ul>	市 町 村 役 場	法 務 局
<p>保管の最大高さの算出根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外で容器を用いずに保管する場合、添付してください。</li> </ul>		

## (2) 変更届出

### 変更届に必要な書類一覧

\* 必要書類を以下の順に並べて提出してください。

		必要書類								
		有害使用済機器保管等変更届出書 (様式第三十五号の三)	事業計画の概要を記載した書類 (様式第1号)	事業場の平面図及び付近の見取図 (様式第2号の1、2号の2)	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする各種図面並びに当該施設の付近の見取図	事業場及び事業の用に供する施設の所有権又は使用する権限を有することを証する書類 (様式第3号)	当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 (様式第3号)	保管、再生又は処分場所のカラー写真 (様式第4号)	(個人の場合)住民票の写し  (法人の場合)定款及び登記事項証明書	保管の最大高さの算出根拠
	備考				※1					
変更事項	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●						●		
	(2) 事業の範囲	●	●	●	▲	▲	▲	▲		▲
	(3) 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	●	●	●		●		●		●
	(4) 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する品目、保管量及び保管の高さ	●	●	●				●		●
	(5) 保管の最大高さ	●	▲	●				●		●
	(6) 処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う品目	●	●	▲		●	●	▲		
	(7) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	●	●	●	●	●	▲	●		
	(8) 法定代理人の氏名及び住所	●							●	

●は必ず添付が必要な書類、▲は当該書類の内容に変更がある場合には添付が必要な書類

※1 事業の用に供する施設を設置する場合に限る。各種図面とは、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

## (3) 廃止届出

書類	留意事項	ページ	チェック
有害使用済機器保管等廃止届出書 (様式第三十五号の四)	▶氏名、名称、住所は、省略せずに記載してください。	14	

### 注1 公的書類の有効期間

届出日前3か月以内に交付されたもので、原本に限ります。

### 注2 他法令等による土地利用規制

他法令等（都市計画法、農地法、建築基準法等）の規定により土地利用が規制されている場合は、有害使用済機器保管等業の用に供することができるよう、あらかじめ必要な手続きをしてください。

(例：土地の地目が田又は畑の場合、農地法の規定による農地転用の手続きが必要)

## 5 届出受付場所及び問い合わせ先

保管等の場所の所在地	届出受付場所	住所	電話番号及び Fax
浜松市内	浜松市環境部 産業廃棄物対策課	〒432-8023 浜松市中区 鴨江三丁目1番10号 (鴨江分庁舎3階)	Tel : 053-453-6110 Fax : 053-453-6001

## 6 有害使用済機器の保管等に係る基準

有害使用済機器保管等業者は、法第17条の2第2項の規定による「有害使用済機器の保管及び処分に関する基準」に従わなければなりません。この基準に適合しない保管又は処分を行っている場合は、行政処分を受けることがあります。次に、基準の一部を示します。

### ◆ 保管に係る基準

- (1) 周囲に囲い（保管する有害使用済機器の荷重が、直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- (2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
  - ア 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
  - イ 次に掲げる事項を表示したものであること。
    - (ア) 有害使用済機器の保管の場所である旨。処分又は再生も行う場合はその旨も記載する必要があります。
    - (イ) 保管する有害使用済機器の品目
    - (ウ) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
    - (エ) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあっては、有害使用済機器を積み上げる高さのうち最高のもの
- ※ 9ページの【掲示板の例】及び【保管高さについて】を参考にしてください。
- (3) 有害使用済機器の保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離槽及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- (4) 火災の発生又は延焼防止のため、次に掲げる措置をとること。
  - ア 有害使用済機器がその他のものと混合するおそれのないように他のものと区別して保管すること。
  - イ 有害使用済機器に電池、潤滑油その他火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
  - ウ 有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は200㎡以下とすること。また、（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は2m以上とすること。



## ◆ 処分又は再生に係る基準

- (1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離槽及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- (2) 火災の発生又は延焼防止のため、次に掲げる措置をとること。
  - ア 有害使用済機器がその他のものと混合するおそれのないように他のものと区別して処分又は再生すること。
  - イ 有害使用済機器に電池、潤滑油その他火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- (3) 特定家庭用機器（3 ページの一から四に掲げる機器）が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合は、平成 30 年 3 月 12 日環境省告示第 10 号に定める方法で行うこと。

【掲示板の例】

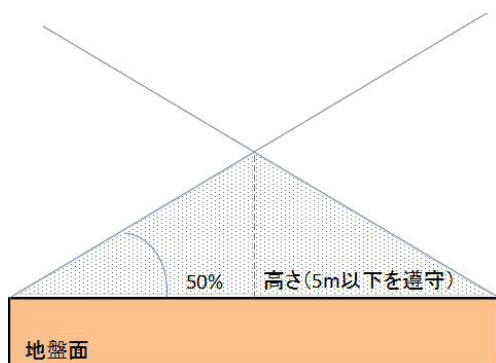
横 60 c m以上

縦 60 c m 以 上	廃棄物処理法第17条の2に規定する機器 (有害使用済機器) の保管場所 名称 株式会社 ○○○○	
	所在地	浜松市○区○○町○丁目○番○号
	責任者氏名	浜松 一郎
	連絡先	053—○○○—○○○○
	保管する有害使用済機器の品目	ジャー炊飯器、扇風機、パーソナルコンピュータ、プリンター、ゲーム機
	最大の高さ	○m

【保管高さについて】

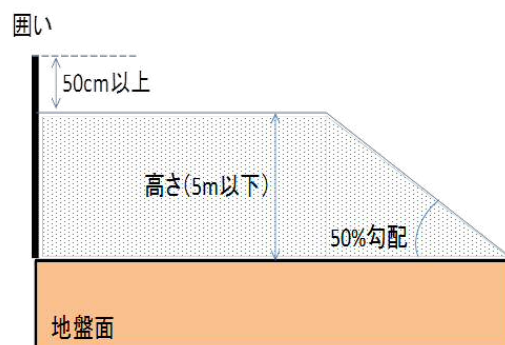
屋外で容器を用いずに保管する場合、①堅牢な囲いに接しない場合、②堅牢な囲いに接する場合、③三方を堅牢な囲いで囲む場合、の3つの場合について基準が定められている。

①



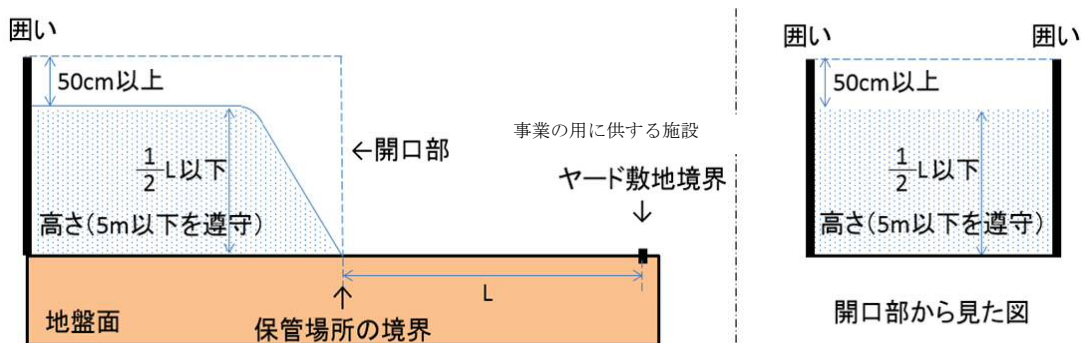
水平面に対し、50%の勾配として保管する。ただし、5m以下の高さでないといけない。

②



囲いの上端から 50cm 下げた面を、保管の場所側に向けて水平にし、囲いに接していない側は 50%の勾配として保管する。ただし、5m以下の高さでないといけない。

③



囲いの上端から 50cm 下げた面を、保管の場所側に向けて水平にし、囲いに接していない側からヤードの敷地境界又は事業の用に供する施設への距離の 2分の1に相当する高さで保管する。ただし、5m以下の高さでないといけない。

## 7 帳簿の作成と保存

### (1) 帳簿の作成

有害使用済機器保管業者は、廃掃法施行規則第13条の12の規定に基づき、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分（再生）について、次の表に沿った帳簿を作成することが義務付けられています。

また、帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中に記載を終了していなければなりません。

保管	処分又は再生
1、受入れ年月日 2、受入れた場合には、受入れ先ごとの受入れ量及び受入れた有害使用済機器の品目 3、搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量と品目	1、処分又は再生年月日 2、処分又は再生した場合には、処分方法又は再生方法ごとの処分量又は再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 3、処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の搬出先ごとの持出年月日、持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

### (2) 帳簿の保存

有害使用済機器保管等業者が作成した帳簿は、次に掲げるところにより保存しなければなりません。

ア 一年ごとに閉鎖すること。

イ 閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。

## 8 罰則の規定

有害使用済機器保管に関し規定されている主な罰則は、次のとおりです。

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	法第17条の2第3項の項において準用する法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者	五年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第26条第2号)	法第17条の2第3項の項において準用する法第19条第1項の規定による命令に違反した者	三年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第30条第6号)	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第30条第7号)	法第17条の2第3項において準用する法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第30条第8号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ又は忌避した者	



(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 市長が定める部数を提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

<p>有害使用済機器保管等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浜松市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変更予定年月日		
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浜松市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本工業規格 A列4番)

**事業計画の概要**

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入量等

	有害使用済機器 の品目	受入予定量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	予定受入先事業者	処分又は再生を 行う場合には処分 又は再生の方法	予定持出先の名称及び所在地 (持出先事業場の名称及び所在地)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

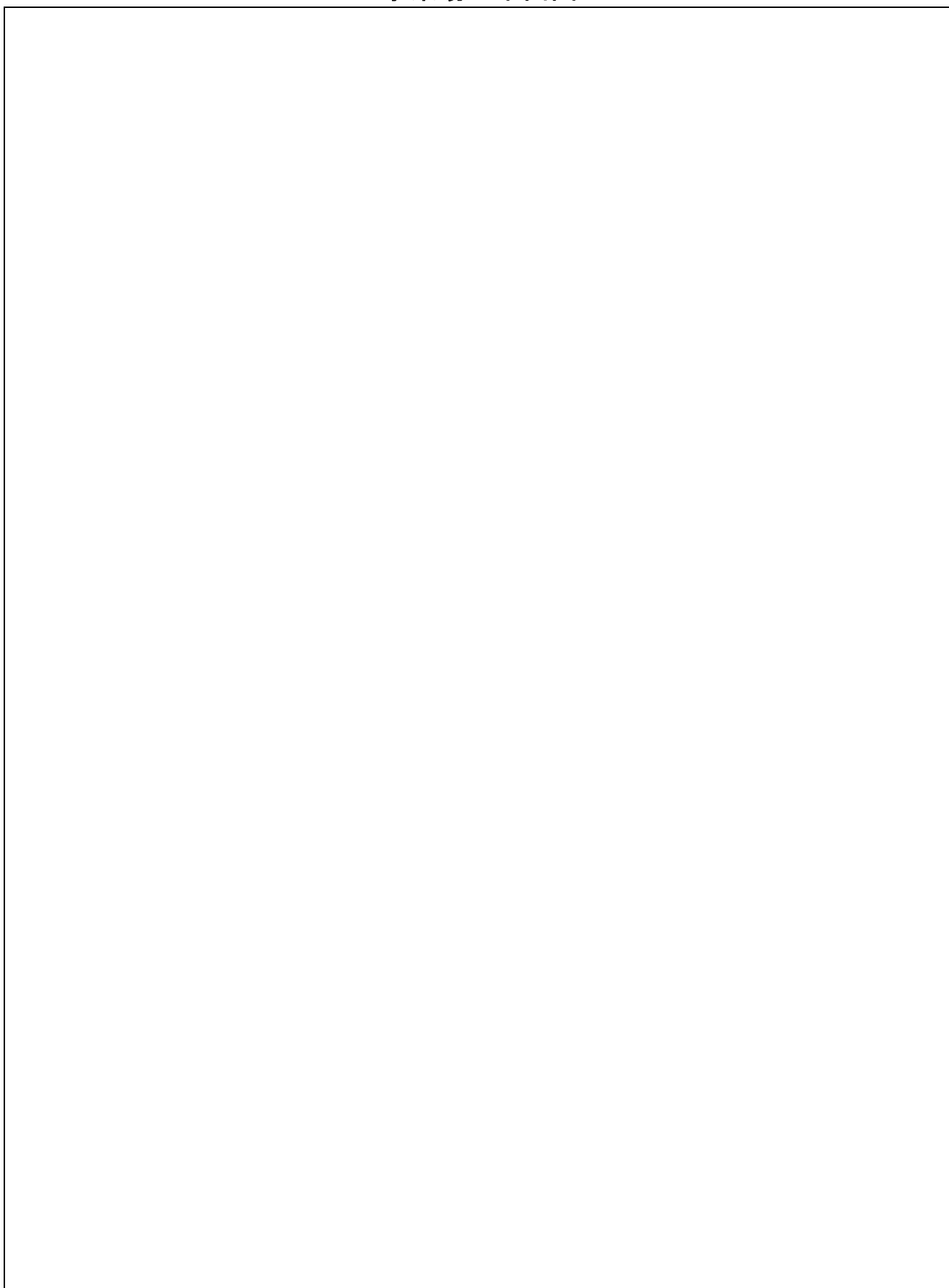
備考 取り扱う有害使用済機器の品目ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

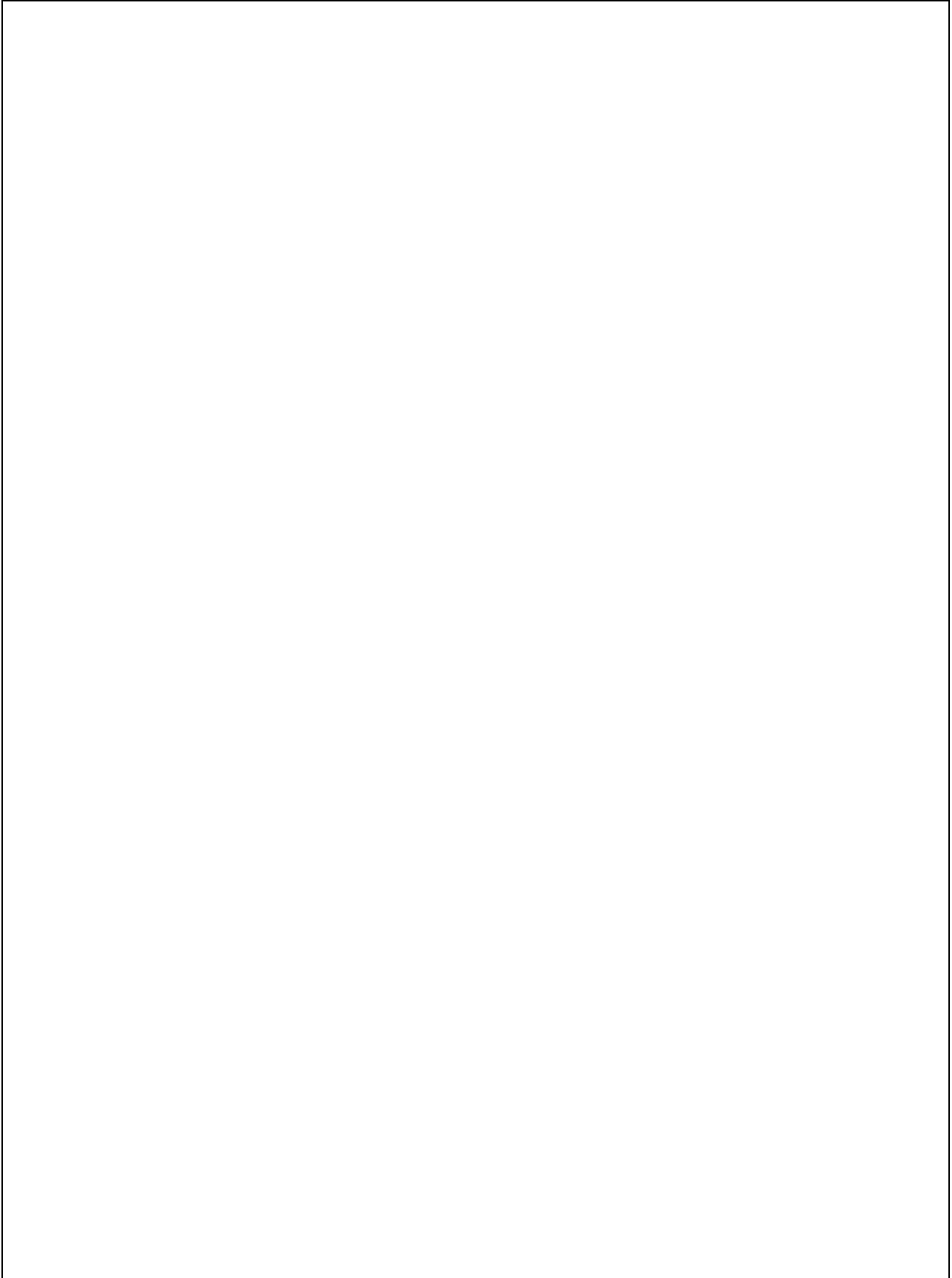


様式第 2 号の 1

## 事業場の平面図



付近の見取り図



**処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法**

--

**保管等の場所のカラー写真**

- \* 保管等の場所は、全体が確認できること。
- \* 保管等の場所の表示が判別できる写真であること。

所在地	〒 ー
担当者(連絡先TEL)	( ー ー )
<p>施設外から保管場所の入り口を撮影</p>	
<p>施設内の保管場所を撮影</p>	

記入例

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

届出年月日を記載してください

有害使用済機器保管等届出書

平成30年 月 日

浜松市長 殿

届出者

商業・法人登記の登記事項証明書（個人の場合は住民票）の住所、名称（氏名）を正確に記載し、代表者印を押印すること。

住所 浜松市〇区〇町〇〇番地

氏名 株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 浜松 一郎



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 053-\*\*\*-\*\*\*\*

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）

有害使用済機器の品目：

ジャー炊飯器、扇風機、パーソナルコンピュータ、プリンター、ゲーム機

該当する区分を囲んでください。手選別のみ場合は『保管のみ』に該当します。

処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）

事務所及び事業場の所在地等

事務所 〇〇〇〇事業場 電話番号 053-\*\*\*-\*\*\*\*  
浜松市〇区〇番〇〇号

事業場 同上 電話番号 同上  
面積 600㎡

保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）

保管場所① 所在地：同上  
面積：80㎡、最大高さ：2m  
品目：パーソナルコンピュータ

保管場所② 所在地：同上  
面積：50㎡、最大高さ：1m  
品目：ジャー炊飯器、扇風機、プリンター、ゲーム機

該当事業場全体の面積を記載してください。

処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目

事業場：〇〇〇〇事業場 所在地：同上  
品目：パーソナルコンピュータ

事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

〇〇事業場 所在地：同上  
破砕機（シュレッダー）、1台、平成25年10月1日設置  
処理能力3 t/日

※事務処理欄

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社 ○○○○	浜松市○区○町○○番地	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 市長が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

### 事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・一般家庭から引き取った有害使用済機器を事業場で保管及び処分する。
- ・取り扱う品目は下記参照。
- ・品目3は保管場所①で保管し、1、2、4、5は保管場所②で保管する。
- ・品目3は、破砕機で破砕し、金属原料のみを選別する。
- ・適正な処理のため、法に基づく保管及び処分の基準を遵守する。
- ・保管及び処分後の有害使用済機器や金属原料は、輸出業者に売却する。

届け出た処理の区分に従って記載してください。

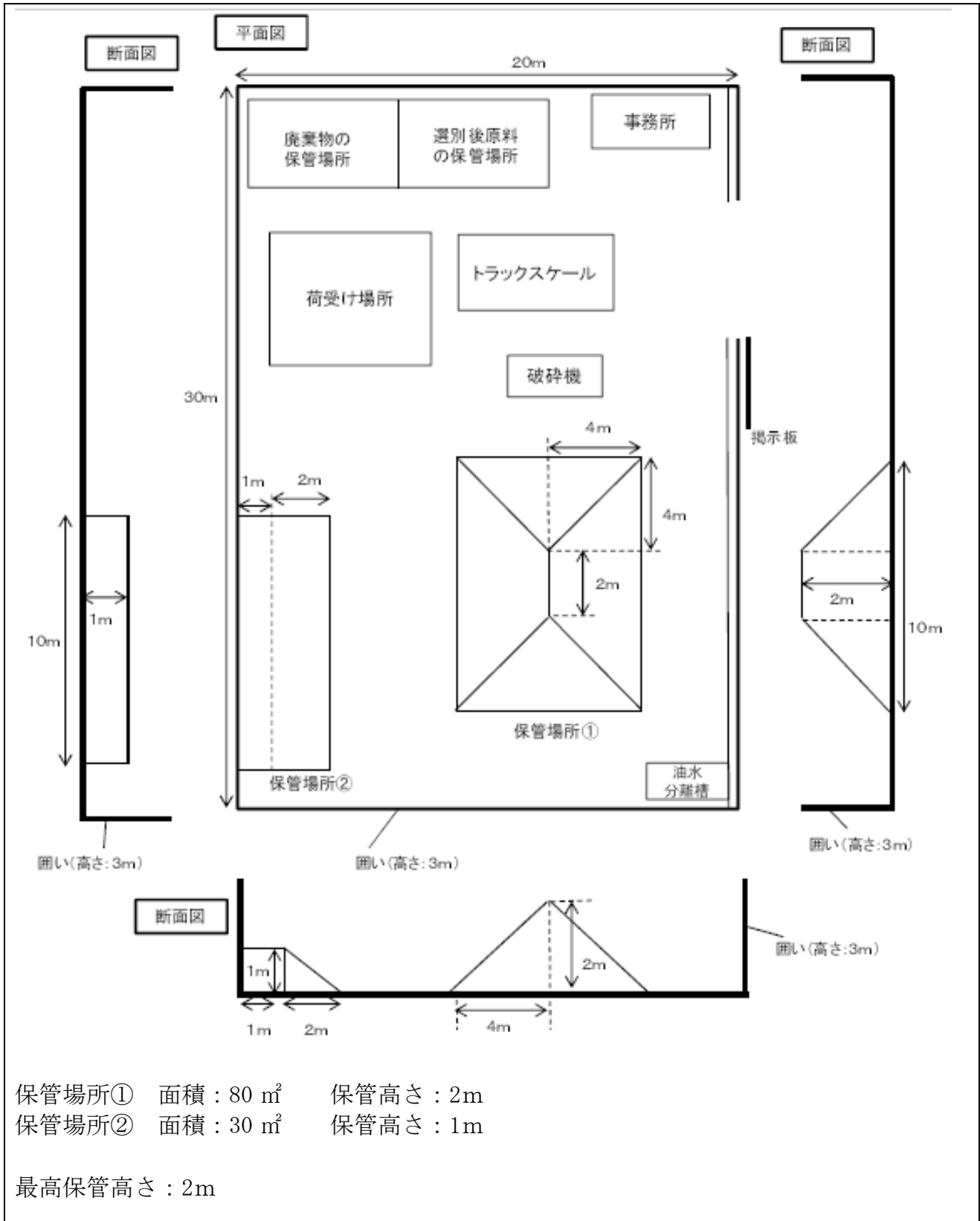
2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入量等

	有害使用済機器の品目	受入予定量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	予定受入先事業者	処分又は再生を行う場合には処分又は再生の方法	予定持出先の名称及び所在地 (予定持出先事業場の名称及び所在地)
1	ジャー炊飯器	0.3 t / 月	一般家庭		株式会社〇〇貿易 静岡県〇〇市〇〇区〇番〇号
2	扇風機	0.2 t / 月	同上		同上
3	パーソナルコンピュータ	1 t / 月	同上	破砕	同上
4	プリンター	0.5 t / 月	同上		同上
5	ゲーム機	1 t / 月	同上		同上
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う有害使用済機器の品目ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

事業場の平面図



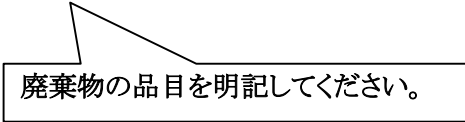


記入例

様式第 3 号

### 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法

○処分に伴い排出される廃棄物については、弊社が排出した産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、汚泥）として産業廃棄物処理業者に処理を委託します。



廃棄物の品目を明記してください。

○処理を委託するまでの間は、廃棄物処理法に規定される産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物を適正に保管します。